

自民党は女性の就労に関して保守的か

—— 1980年代と2010年代の税・社会保障制度改正における国会発言

豊福実紀
(お茶の水女子大学)

日本における女性の就労に対する税・社会保障の“壁”は1980年代に顕在化し、2010年代に変更が加えられたものの、なお存続している。“壁”が存続してきた要因の1つとして政権党である自民党の保守性が考えられるが、女性の就労に関する自民党の姿勢については解明されていない部分が多い。そこで本稿は、女性の就労に関して自民党が、世論や左派的な政党と比較してどのように保守的だったのかを問うべく、世論の変化を見たうえで、1980年代と2010年代の税・社会保障制度改正における国会発言の分析を行う。分析の結果、1980年代には自民党の姿勢と世論とのギャップは大きくなかったが、2010年代に世論と中道・左派政党が女性の就労継続を肯定するようになったとき、自民党は男性稼ぎ主モデルから外れて働く女性に関心を払わない姿勢をとったことが示され、自民党の右傾化の議論との関連性が示唆される。

キーワード

自民党、女性、税、社会保障、壁

I. はじめに——女性の就労の“壁”と自民党

2010年代までの日本の有配偶女性の就労には、税の“103万円の壁”と社会保障の“130万円の壁”があるといわれてきた。夫が被用者である女性にとって、年収が103万円以下ならば、自らの税負担はなく、夫は配偶者控除を受けることで納税額を減らすことができた。また年収が130万円程度未満ならば、自ら社会保険料を負担するこ

となく、国民年金の第3号被保険者として受給資格を得られるケースが多かった。年収が103万円を超えて増加すると、税制上の便益は徐々に失われ、130万円程度に達すると、社会保障制度上の便益は一挙に失われて手取りの逆転現象が起きる。女性が収入を一定額以内に抑えた場合に有利な税・社会保障制度は、その額を超えて働くことを妨げる“壁”となりうる。

これらの“壁”は、1980年代の税・社会

保障制度改正と深くかかわっている。税については、1980年代に所得税の配偶者控除に加えて配偶者特別控除が導入されたことにより、専業主婦の夫の控除額は倍増し、“103万円の壁”（当時は90万円）が目ざれることにつながった。社会保障については、1980年代に国民年金の第3号被保険者制度が導入されたことにより、“130万円の壁”が形成された。

2010年代になると、これらの“壁”を変化させる税・社会保障制度改正が行われた。税の“103万円の壁”に関しては、年収150万円以下まで配偶者控除と同額の配偶者特別控除が受けられるよう、控除の適用範囲が広げられた。逆に社会保障の“130万円の壁”に関しては、大企業等に勤めるパートタイマー等の年収が106万円程度以上ならば自ら厚生年金に加入し社会保険料を負担することとなり、第3号被保険者の範囲は狭められた。ただしこれらの変更により、“壁”そのものがなくなったわけではない。

日本において有配偶女性の就労の“壁”が顕在化し存続してきたのはなぜかを考えるとき、1つの要因として挙げられるのは、自民党の保守性である。右派政党の自民党が長期にわたって政権の座を維持してきたことは日本政治の大きな特徴であり、さらに自民党が右傾化しているとの指摘もなされてきた。しかし、一般的に右派政党はジェンダーに関して保守的とされるものの、自民党が女性の就労に関してどのような姿勢をとってきたのかについては、いまだ解明されていない部分が多い。

女性の就労に関して自民党は、世論やより左派的な政党と比較して、どのように“保守的”なのか。本稿は女性の就労の“壁”に即して、自民党の姿勢を比較の観点から捉えようとする試みである。そのため本稿では、女性の就労に関する世論の変化を踏まえつつ、1980年代と2010年代の税・社会保障制度改正の国会審議における各党所属の国会議員の発言を分析する。分析の結果、1980年代の日本では、女性の就労と自立を志向する左派政党が存在したものの、女性の就労に関する世論は、むしろ男性稼ぎ主モデルに即した性別役割分業を標準とみなす自民党の姿勢に近かったとみられること、しかし2010年代には、世論が女性の就労継続を肯定するようになり、中道・左派政党はそれに対応した姿勢をとったのに対し、自民党は、男性稼ぎ主モデルから外れて働く女性に関心を払わない姿勢をとったことが示され、自民党の右傾化の議論との関連性が示唆される。

本稿の構成は次のとおりである。次節ではジェンダーと政党に関する先行研究を踏まえて、本稿の問いを提示する。次いで女性の就労に関して、第Ⅲ節で内閣府の世論調査に基づき1970年代以降の世論を見たうえで、第Ⅳ節では国会会議録のデータベース等に基づき、1980年代と2010年代の税・社会保障制度改正における国会発言の分析を行う。最後に第Ⅴ節で、分析結果をもとに結論とインプリケーションを述べる。

II. 先行研究と本稿の問い

一般的に右派政党¹は、ジェンダーに関して保守的な傾向にあるとされている。先行研究によると、工業社会から脱工業社会（post-industrial society）への移行に伴って価値観が変化し（Inglehart 1977）、女性や若い世代の男性を中心に、男性稼ぎ主モデルに即した性別役割分業ではなく、ジェンダー平等の意識が強まっていく（Inglehart and Norris 2003）。欧米諸国ではこの変化の過程で、当初は左右政党とも男性稼ぎ主モデルを重視していたが、一部の左派政党が女性団体などと結びつきながら、徐々に共稼ぎモデルを肯定するに至った（Korpi 2000）。右派政党も女性のことを考慮しなかったわけではなく、とくにヨーロッパのキリスト教民主主義政党は女性向けの政策を展開したが、それは家庭内でケア労働を行う女性を支える面が強く、女性の経済的自立を後押しする左派政党の政策とは異なっていた（Lovenduski 1993; Skjeie 1993; O'Brien 2018）。左派政党はジェンダー平等志向が強く、男性稼ぎ主モデルを重視する右派政党よりも女性に支持される傾向にあった（Erzeel and Celis 2016; Campbell and Erzeel 2018）。ただし近年は一部の右派政党が、左派政党のようにジェンダー平等に向けた政策を打ち出し、支持を広げようとするケースもみられる（Childs and Webb 2011; Curtin 2014; Kantola and Saari 2014）。

つまり女性を中心に世論が、工業社会における性別役割分業から脱工業社会におけ

るジェンダー平等の価値観へと傾いていったとき、それに最初に対応したのは左派政党であり、右派政党は、より長きにわたり男性稼ぎ主モデルに即した性別役割分業を重視してきたという意味で、世論や左派政党に比して保守的とみなされてきた。

日本では、右派政党である自民党が1955年の結党以来、約1年間の非自民連立政権期と約3年間の民主党政権期を除き、ほぼ一貫して政権の座にある。1950年代後半から1970年代前半までの高度成長期には、農業社会から工業社会へのシフトが見られ、男性稼ぎ主モデルに相当する専業主婦世帯が増大した。その後女性の就業率は上昇に転じ、専業主婦世帯は減少したにもかかわらず、1980年代に導入された所得税の配偶者特別控除と国民年金の第3号被保険者制度は、現在まで存続しており、専業主婦や収入が一定額以内のパートタイマーである有配偶女性は、夫が税の控除を受け、自らは保険料を負担することなく年金権を得ている。

女性の就労の“壁”をもたらしこれらの税制と社会保障制度は、男性稼ぎ主モデルと適合的であり（新川 2011; 安ほか 2015）、その背景には、男性稼ぎ主モデルに即した性別役割分業を重視する、女性の就労に関して保守的な自民党の姿勢があるとの指摘がなされている（大沢 2007; Miura 2012; 落合・城下 2015; Dalton 2015）。

さらに自民党の右傾化を指摘する研究もある。自民党は1990年代の政治改革を経

1 政党の左右を規定する要素には様々なものがあるが、社会主義やリベラルの立場から大きな政府を肯定する政党は左派、政府の介入よりも市場や伝統的な秩序を重視する政党は右派とみなすことができる。

て、従来の利益誘導とは異なる、右派的な価値観をもつ有権者をひきつけるような政策を打ち出す傾向にある (Rosenbluth and Thies 2010; 中北 2014; Catalinac 2016)。東京大学谷口研究室・朝日新聞社共同調査データを基にした分析によれば、左右イデオロギー軸上で有権者は全体的に右に寄ったとは見られないのに対し(竹中ほか 2015)、自民党議員は 2005 年以降に大きく右にシフトした(谷口 2015, 2020)。そうであるならば自民党は、女性の就労に関しても、保守的な姿勢を強めた可能性がある。

しかし女性の就労に関して自民党がどのような姿勢をとってきたのか、世論や左派政党に比してどのように保守的なのかについては、いまだ解明されていない部分が多い。日本の政党と有権者の左右イデオロギー軸上の位置については、外交・安全保障政策をめぐる差異が注目を集め続けてきた一方で(三宅 1989; 蒲島・竹中 1996)、政治家にジェンダーについて問うアンケート調査やその質問項目はきわめて限られている (Verba et al. 1987: 242-59; 谷口 2020: 114-17)。1980 年代に配偶者特別控除と第 3 号被保険者制度を導入する政治過程で、世論や野党からの強い反発が生じなかったことを示す研究(横山 2002; 堀江 2005)は、当時は自民党だけでなく世論や左派政党も男性稼ぎ主モデルを受け入れていた可能性を示唆する。他方、1990 年代以降の自民党については、右傾化の議論とは逆に、ジェンダー平等を志向する左派政党を意識しながら女

性の支持を得ようとする動きがあるとの指摘もなされている (Wiliarty and Gaunder 2014; Tsuji 2019)。

女性の就労に関して自民党は、世論やより左派的な政党と比較して、どのように“保守的”なのか。本稿は 1980 年代の税・社会保障制度改正によってもたらされ、2010 年代の改正によっても取り除かれなかった女性の就労の“壁”の問題に即して、この問いに取り組むものである。

以下では、まず内閣府の世論調査に基づいて女性の就労に関する世論の変化を見たい。自民党やその他の政党が女性の就労に関してどのような姿勢をとっていたかを分析する。各党の姿勢を明らかにするうえで理想的なのは、多数の政治家を対象とした大規模なアンケート調査のデータを用いた分析だが、上述のとおりジェンダーについての調査は限られており、女性の就労に関する適切なデータが得られない²。次善の策として、選挙公約や国会議事録の分析が挙げられる。このうち選挙公約について、日本では量的テキスト分析などの手法を取り入れながら、主に選挙公報のデータを用いた研究が発展してきた(品田 2000; Catalinac 2016)。だが女性の就労に関わる政策についての選挙公約は、政党が公約集に盛り込むことはあるもののその扱いは小さく、候補者が選挙公報の原稿に盛り込むことはまれであり、また短い文章から女性の就労に関する姿勢を読み取ることは困難である。これに対し国会議事録には、女性

2 東京大学谷口研究室・朝日新聞社共同調査においても、女性の就労に関する質問項目は「より高い地位や良い職業に就く女性を増やすため、政府は特別な制度を設けるべきだ」のみである。東京大学谷口研究室・朝日新聞社共同調査ウェブサイト (<http://www.masaki.j.u-tokyo.ac.jp/utas/utasindex.html>) を参照。

の就労に関わる法案の審議において、政府および各党を代表する議員が賛成または反対の立場から交わした議論が収録されている。法案ごとの発言数は統計分析に耐えうる数ではなく、発言していない議員の意見が不明という限界はあるものの、各党が女性の就労に関してどのような姿勢をとっていたかを捉える手掛かりになると考えられる。このため本稿では国会議事録のデータを用い、1980年代と2010年代の女性の就労の“壁”に関わる法案審議経過における議員のすべての発言を読んで論点を整理する、という分析手法をとることとした。

Ⅲ. 世論の変化

女性の就労に関して、世論はどのように変化してきたのだろうか。内閣府およびその前身の総理府は、1960年代から女性の就労に関する意識を尋ねる世論調査を実施している。ここでは内閣府（総理府）の世論調査のうち、一般的に女性が職業をもつことについてどのように考えるか、(1) 職業をもたない方がよい (2) 結婚するまでは職業をもつ方がよい (3) 子どもができるまでは職業をもつ方がよい (4) 子どもができたら職業をやめて、子どもが大きくなったら再び職業をもつ方がよい (5) 子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい、という趣旨の選択肢から1つを選ぶよう求める

設問が含まれている調査に着目する³。

(1)・(2)・(3)の選択肢を選ぶ回答者はいずれも、女性が結婚し、かつ出産したのちには、専業主婦であり続けることが望ましいとみなしていることになる。これらの選択肢を選んだ回答者のパーセンテージの合計を示したのが図1である。1970年代の調査は男女計の結果が不明、1980・1990年代の調査は男女別の結果が不明というデータの制約はあるものの、専業主婦を望ましいと考えるパーセンテージは、男性よりも女性で低く、また時代が下るほど低くなるという傾向を読み取ることができる。男女計では、1980年代には30%台だったが、2010年代には10%台まで低下している。

図2は、(4) 子どもができたら職業をやめて、子どもが大きくなったら再び職業をもつ方がよい、という選択肢を選んだ回答者のパーセンテージを表している。この回答は、戦後日本の労働市場のありようを前提としたとき、パートタイマーをはじめとする非正規労働者としての再就職を想定している可能性が高い。この就労パターンを望ましいと考える男女の合計のパーセンテージは1980年代に40%を超え、この時期にピークに達したと見られる。1990年代以降はほぼ一貫して低下し、2010年代末には20%程度となっている。図1の専業主婦とは逆に、男性よりも女性の支持が高い傾

3 「婦人に関する世論調査」(1972・1979・1984年)、「女性に関する世論調査」(1987年)、「男女平等に関する世論調査」(1992年)、「男女共同参画に関する世論調査」(1995年)、「男女共同参画社会に関する世論調査」(2000・2002・2004・2007・2009・2012・2016・2019年)、「女性の活躍推進に関する世論調査」(2014年)。調査対象者は、「婦人に関する世論調査」(1972年)は18歳以上の男女、「婦人に関する世論調査」(1979年)は20歳以上の女性、それ以外は20歳以上の男女。内閣府世論調査ウェブサイト (<https://survey.gov-online.go.jp/>) を参照。

向にある。

図3は、(5) 子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい、という選択肢を選んだ回答者のパーセンテージである。1980年代には10%台に過ぎないが、1990年代以降に急増し、2010年代末には男女計で60%を超えている。図2の就労中断・再就職と同様に、男性よりも女性の支持が高い傾向にあるが、2010年代後半には男性も過半数が就労継続を支持している。

3つの図を比較すると、女性の就労に関する世論の支持は、専業主婦から1980年代には就労中断・再就職へ、そして2000年代には就労継続へとシフトしてきたといえる。ただし女性の間では1970年代末に、すでに専業主婦への支持は低下していた。

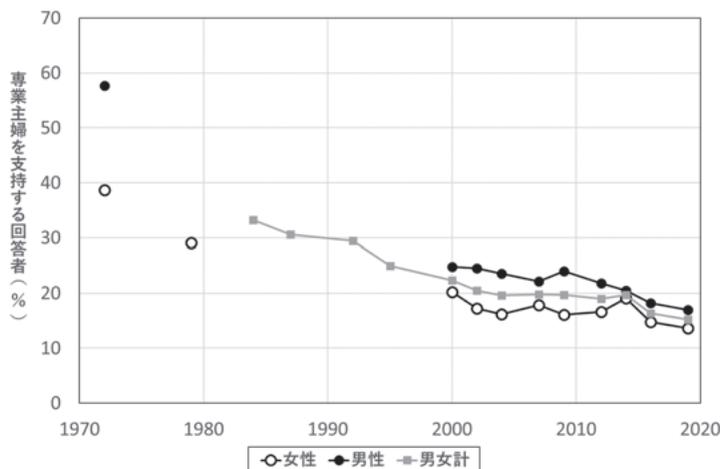
1980年代と2010年代の状況を見ると、

1980年代には就労中断・再就職が最も支持されており、次いで専業主婦が望ましいと考えられていた。これに対し2010年代には、就労継続が最も支持されるようになったことがわかる。ではこれらの時期に、政党は女性の就労に関してどのような姿勢をとっていたのだろうか。

IV. 税・社会保障制度改革における国会発言

1. 1980年代——所得税改正法（1987・1988年）と国民年金改正法（1985年）

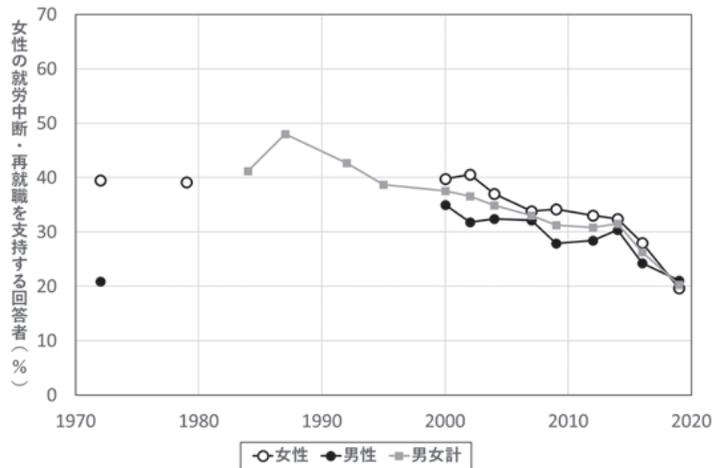
本節では自民党とその他の政党が女性の就労に関してどのような姿勢をとっていたかを捉えるべく、女性の就労の“壁”に関わる1980年代と2010年代の税・社会保障制度の改正法案の審議経過における国会議



女性が職業をもつことについて「職業をもたない方がよい」「結婚するまでは職業をもつ方がよい」「子どもができるまでは職業をもつ方がよい」という趣旨の選択肢を選んだ回答者のパーセンテージの合計。

出典：内閣府（総理府）「婦人に関する世論調査」（1972・1979・1984年）、「女性に関する世論調査」（1987年）、「男女平等に関する世論調査」（1992年）、「男女共同参画に関する世論調査」（1995年）、「男女共同参画社会に関する世論調査」（2000・2002・2004・2007・2009・2012・2016・2019年）、「女性の活躍推進に関する世論調査」（2014年）より著者作成。

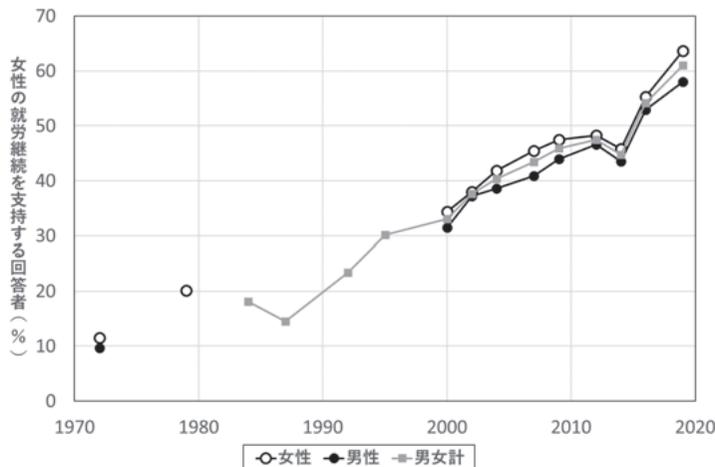
図1 専業主婦を支持



女性が職業をもつことについて「子どもができれば職業をやめて、子どもが大きくなったら再び職業をもつ方がよい」という趣旨の選択肢を選んだ回答者のパーセンテージ。

出典：内閣府（総理府）「婦人に関する世論調査」（1972・1979・1984年）、「女性に関する世論調査」（1987年）、「男女平等に関する世論調査」（1992年）、「男女共同参画に関する世論調査」（1995年）、「男女共同参画社会に関する世論調査」（2000・2002・2004・2007・2009・2012・2016・2019年）、「女性の活躍推進に関する世論調査」（2014年）より著者作成。

図2 女性の就労中断・再就職を支持



女性が職業をもつことについて「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」という趣旨の選択肢を選んだ回答者のパーセンテージ。

出典：内閣府（総理府）「婦人に関する世論調査」（1972・1979・1984年）、「女性に関する世論調査」（1987年）、「男女平等に関する世論調査」（1992年）、「男女共同参画に関する世論調査」（1995年）、「男女共同参画社会に関する世論調査」（2000・2002・2004・2007・2009・2012・2016・2019年）、「女性の活躍推進に関する世論調査」（2014年）より著者作成。

図3 女性の就労継続を支持

員の発言を分析する。それらの発言のうち首相・大臣の発言は政府の立場からの趣旨説明・答弁であり、その他は会派を代表しての質疑・討論である。前者は、内閣や省庁の意向を反映したり、質問に答える受動的なものであったりするため、会派の代表としての発言とは内容が異なる可能性がある。このため与党については前者と後者を区別して分析を行う。データは、国立国会図書館の国会会議録検索システムおよび日本法令索引のデータベースを用いる⁴。

1980年代の税・社会保障制度改革として取り上げるのは、所得税の配偶者特別控除の導入と、国民年金の第3号被保険者制度の導入である。前者は、1980年代の税制改革のうち所得税減税の一部と位置づけられていた。自民党は1980年代半ばに新税の導入と所得税減税などを組み合わせた税制改革を提案し、最初に国会に提出された法案は廃案となったが、その後、所得税減税の一部は1987年成立の「所得税法等の一部を改正する法律」（所得税改正法）によって、残りの所得税減税は消費税法とともに1988年に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」（所得税改正法）によって実現した。この経緯を踏まえ、配偶者特別控除の導入を盛り込んだ1987年の所得税改正法と、配偶者特別控除の大幅な増額を盛り込んだ1988年の所得税改正法を一体的に扱い、これらの法案審議において所得税の配偶者特別控除の導入・増額を取り上げ

た国会議員のすべての発言を分析対象とする。

他方、国民年金の第3号被保険者制度の導入は、女性の年金権を確立するものと位置づけられ、1985年成立の「国民年金法等の一部を改正する法律」（国民年金改正法）によって全国民共通の基礎年金制度の導入とあわせて実現した。被用者の扶養に入っている妻は、それまで大部分は任意で保険料を支払い国民年金に加入していたが、全員が第3号被保険者として、自分や夫が保険料を支払うことなく国民年金に加入することとなった。この法案審議において、国民年金の第3号被保険者制度の導入を取り上げた国会議員のすべての発言を分析対象とする。

所得税の配偶者特別控除と国民年金の第3号被保険者制度は、専業主婦やパートタイマーなど収入が一定額以内の有配偶女性を利する半面、その“壁”を超えて働く女性を相対的に不利な立場に置くことになる。ただし発言者は、これらの制度の導入を、女性に関係するものと捉えていたとは限らない。そこで分析対象の発言のうち、これらの制度の導入に関して女性または女性の就労に言及した発言数、すなわち「女性」「婦人」「女（おんな）」、「妻」「夫人」「奥さん」「奥様」、「主婦」、「パート」「パートタイマー」「パートタイム」、「共稼ぎ」「共働き」、「就業調整」「就労調整」のいずれかの語を含む発言数⁵と、それらの発言の主な論

4 分析対象は趣旨説明・質疑・討論とし、参考人招致・派遣委員報告は含まない。国立国会図書館の国会会議録検索システム (<https://kokkai.ndl.go.jp/>) および日本法令索引 (<https://hourei.ndl.go.jp/>) を参照。

5 本稿では「パート」などは、「アルバイト」とは異なり、女性のパートタイマーを指すものとみなし、「就業調整」「就労調整」は、有配偶女性の就業調整を指すものとみなした。

点を、発言者の所属政党ごとにまとめたのが表1である。発言数のカウントにあたり、同じ質疑者・答弁者の連続した質問・答弁はひとつの発言とみなした。

発言者の所属政党は、自民党をはじめとする5政党である。このうち与党の自民党は右派政党である。野党は、公明党が中道政党、民社党・社会党・共産党は左派政党

表1 1980年代の税・社会保障制度改革における国会発言数

	所得税改正法（1987・1988年）		
	全発言数	女性または女性の就労に言及した発言数	女性または女性の就労に言及した発言の主な論点 (その論点を含む発言数)
自民党 首相・大臣	10	4	改正案は妻の貢献を考慮(2)、改正案はパート問題に資する(1)、二分二乗方式は共稼ぎ世帯に不適(1)、二分二乗方式は女性就労を抑制(1)
自民党 首相・大臣以外	7	2	妻と所得分割できない被用者に減税を(1)、改正案は片稼ぎ・共稼ぎ世帯の負担のバランス適切(1)
公明党	6	3	改正案は共稼ぎ世帯に恩恵なし(2)、パート問題に対応を(1)
民社党	1	1	二分二乗方式は選択制ならば共稼ぎ世帯も問題なし(1)
社会党	4	3	改正案は共稼ぎ世帯にとって不公平・恩恵なし(2)、改正案は女性就労を抑制(2)、有職の妻にも控除を(1)
共産党	1	1	改正案は共稼ぎ世帯に恩恵なし(1)

	国民年金改正法（1985年）		
	全発言数	女性または女性の就労に言及した発言数	女性または女性の就労に言及した発言の主な論点 (その論点を含む発言数)
自民党 首相・大臣	11	10	改正案は女性の年金権確立(10)
自民党 首相・大臣以外	6	6	改正案は女性の年金権確立(5)、改正案では妻のこれまでの任意加入が無駄に(1)
公明党	6	6	改正案は女性の年金権確立(4)、改正案は妻が夫から独立していない(2)、改正案は有職女性にとって不公平(1)、改正案は女性就労を抑制(1)、改正案は収入が多いパートは対象外(1)
民社党	7	7	改正案は女性の年金権確立(7)
社会党	14	14	改正案は妻が夫から独立していない(7)、改正案は夫婦関係変化のもとで運用困難(4)、育児期の離職に年金制度上の保障を(3)、改正案は有職女性・有職の妻にとって不公平(3)、改正案は共稼ぎ世帯にとって不公平(2)、改正案は無配偶男性にとって不公平(2)、改正案は離別・死別の女性にとって不公平(1)、改正案は女性就労を抑制(1)、改正案は女性の年金支給額が少ない(1)、改正案は女性の年金権確立といえるか(1)
共産党	8	8	改正案は女性・妻の年金支給開始年齢が遅い(4)、改正案は女性の年金支給額が少ない(2)、改正案は有職の妻にとって不公平(1)、改正案は妻以外の女性を考慮していない(1)、改正案は欠陥が多い(1)

出典：国立国会図書館「国会会議録検索システム」「日本法令索引」データベースより著作作成。

である⁶。

まず所得税改正法案の審議において所得税の配偶者特別控除を取り上げた発言に着目する。当時、被用者（“サラリーマン”）は農・自営業者と比べて不公平に重い所得税を負担しているとの不満が高まり、各党はこぞって被用者向けの減税を主張していた。その中には、自営業者が共に働く妻への所得分割を通じて税負担を軽減できると同様に、被用者についても妻の貢献（“内助の功”）を認め、配偶者控除の拡充や世帯単位課税である二分二乗方式の導入を通じて減税を行うべきとの議論があった。また被用者の税の問題とは別に、有配偶女性パートタイマーが税負担を避けるため収入を一定額以内に抑えているという“パート問題”も指摘されていた。

表1のとおり、自民党議員のうち首相・大臣の全発言数は10、首相・大臣以外の全発言数は7だが、女性に言及したものも含めてほとんどの発言は、配偶者特別控除の導入・増額を被用者または中堅所得者向けの減税の一環と位置づけている。すなわち標準的な中堅の被用者には、無収入または低収入の妻がいることが前提となっている。例えば中曽根康弘首相は、次のように述べている。

サラリーマンの重税感を解消して不公平感をなくそうと、そういう意味で相当な減税をやりました。……働き盛り

の人を中心に減税の重点を加えようと、そういう意味で前回は、今回はさらにそれを強化いたしまして、そして税の刻みあるいは税率というものをやったわけで、……奥様に対する内助の功という点についても特別の計らいをした。⁷

中曽根首相は続けて「サラリーマンの皆様方には、特に我々は頭を使いましてやらせていただいたので、これはウイングを左の方へ伸ばしてきている一つの証左ではないかと思うのであります」⁸と述べ、配偶者特別控除の導入を含む減税が、自民党の支持層である右派的な有権者よりも左に位置する新中間層にアピールするものだと述べている。ただしこれは、女性の就労に関して左派政党に近い姿勢をとったということではない。首相・大臣の発言の中には少数ながら女性の就労を取り上げたものがあるが、それは公明党などが対応を求めていたパート問題に触れた発言と、民社党が導入を主張していた二分二乗方式に対し、女性の就労を抑制するなどの問題点を挙げた発言にすぎない。首相・大臣以外の自民党議員は、女性の就労に触れていない。

他方、左派政党は、積極的に女性の就労を取り上げている。社会党議員は、全発言数4のうち3で女性に言及しており、「家庭の専従主婦に対する貢献度を尊重してやるというのは、一面においては非常にいい制

6 社会党から右派が離党して結党された民社党は、左派政党の中では中道寄りである。

7 第109回国会・参議院大蔵委員会（1987年9月19日）での発言。

8 同上。

度に見えますが、一面においては婦人が労働に参加するシステムを抑えることにな⁹る、「共働きの世帯との不公平が生ずる、……そういうことで基本的には女性の社会進出のブレーキになるのではないか」¹⁰といった発言のように、配偶者特別控除が共稼ぎ世帯に恩恵をもたらさないこと、女性の就労を抑制することを問題視している。共産党議員と一部の公明党議員の発言も、配偶者特別控除が共稼ぎ世帯に恩恵をもたらさないことを問題視している。

次に国民年金改正法案の審議において第3号被保険者制度の導入を取り上げた発言に着目する。既述のようにこの制度は被用者の扶養に入っている妻を対象としており、表1のとおり、ほぼすべての発言で女性への言及がなされている¹¹。自民党議員のうち首相・大臣の発言は「現在の年金法の中では、サラリーマン家庭の方など、国民年金に奥さんが入ってないので、……この国に住める皆さん方が全部年金をお持ちになる、奥様方も立派に年金をお持ちになるということがこの改革案の大きな目玉でございます」¹²というように、いずれも女性の年金権の確立をうたい、その大部分は、対象者として被用者の妻を挙げている。つまりここでも被用者の妻は、無収入または低収入であることが前提とされている。首

相・大臣以外の自民党議員の発言も、被用者の妻など女性の年金権を確立するものとして改正案を評価しており、首相・大臣の発言とのずれは見られない。民社党議員や一部の公明党議員の発言も同様である。

これに対し社会党議員と共産党議員、一部の公明党議員の発言は、第3号被保険者制度に批判的である。その論点は多岐にわたるが、有職女性や共稼ぎ世帯にとって不公平であることを問題視する発言が多い。

(サラリーマンの無業の)妻は(保険料を)自分自身で払うことがない、それで自分名義の年金をもらう、大変いいことのように思います。……しかしまた逆に考えてみますと、共働きの妻はどんな感じを持つのであろうか。……おうちにいらっしゃって、働かないでうちのことをやっていらっしゃるサラリーマンの奥さんに対して自分たちがお金を払っているのではないか、こういう感じでいっぱいなわけです。¹³

また「無業の妻には年金手帳や番号があっても、実際の資格は被保険者ではなく被扶養者ではないのでしょうか。これは女性の自立の問題からいっても非常に大きな問題であると思うわけです。妻の年金の受

9 第113回国会・衆議院税制問題等に関する調査特別委員会(1988年11月4日)での村山喜一議員の発言。

10 第113回国会・参議院税制問題等に関する調査特別委員会(1988年12月15日)での千葉景子議員の発言。

11 唯一の例外は、第102回国会・衆議院社会労働委員会(1984年12月18日)において女性の年金権は確立したかとの質問に対して「年金権の確立ができたものと思っております」と答えた増岡博之厚相の発言である。

12 第101回国会・衆議院社会労働委員会(1984年7月26日)での渡部恒三厚相の発言。

13 第102回国会・参議院社会労働委員会等連合審査会(1985年4月19日)での粕谷照美議員の発言。

給権は夫の保険料に従属しているわけであり「¹⁴のように、優遇されるはずの専業主婦にとっても、夫から独立した形で年金権が得られないことを問題視する発言が多くみられる。

以上のとおり 1980 年代の税・社会保障制度改正にあたって自民党議員は、首相・大臣の少数の発言を除けば、女性の就労に触れることはなく、被用者の妻は無収入または低収入であることを前提に、税制改正については被用者である夫、社会保障制度改正については妻のためになることをしばしば強調した。これに対し多くの社会党議員と一部の共産党・公明党議員からは、税・社会保障制度改正について、有職女性や共働き世帯からみた不公平と、女性の就労や自立を妨げることを問題視する発言が出された。

2. 2010 年代——所得税改正法 (2017 年) と年金機能強化法 (2012 年)

ここでは 2010 年代の税・社会保障制度改正として、所得税の配偶者特別控除の適用拡大と、厚生年金の適用拡大を取り上げる。前者は自民党と公明党の連立政権のもと、女性の活躍を推進する政策の一環として、2017 年成立の「所得税法等の一部を改正する等の法律」(所得税改正法)に盛り込まれて実現した。後者は民主党と国民新党の連立政権のもと、社会保障と税の一体

改革の一環として、2012 年成立の「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」(年金機能強化法)に盛り込まれて実現した。両者はいずれも有配偶女性の就労の“壁”に変化を与えることになったが、変化の方向性は異なり、税の“103 万円の壁”に関しては 150 万円、社会保障の“130 万円の壁”に関しては 106 万円という新たな閾値が設けられることになった。

1980 年代の国会発言の分析と同様に、所得税改正法案と年金機能強化法案の審議において、所得税の配偶者特別控除の適用拡大と厚生年金の適用拡大を取り上げた国会議員のすべての発言を分析対象とし、表 1 と同様に、女性または女性の就労に言及した発言数と、それらの発言の主な論点を表 2 にまとめた。

発言者の所属政党は、表に示したとおりである¹⁵。自民党の他、日本維新の会・国民新党・みんなの党は右派的な政党である。中道政党である公明党や、民主党とその改称後の民進党、左派政党である社会党と共産党は、自民党よりは左に位置すると考えられる。東京大学加藤淳子研究室の「政党の政策位置についての専門家調査」によると、2012 年の時点でこれらの政党のうち、研究者たちが最も右に位置するとみなしていたのが日本維新の会¹⁶、次いで自民党、国民新党、みんなの党、公明党、民主党、社

14 第 102 回国会・衆議院社会労働委員会 (1984 年 12 月 18 日) での竹村泰子議員の発言。

15 所得税改正法案の審議が行われた期間に国民新党とみんなの党は存在せず、年金機能強化法案の審議が行われた期間に日本維新の会は存在しない。

16 この日本維新の会はその後解党し、メンバーの一部は維新の党・おおさか維新の会などを経て、同名の日本維新の会を結党した。

表2 2010年代の税・社会保障制度改正における国会発言数

	所得税改正法（2017年）		
	全発言数	女性または女性の就労に言及した発言数	女性または女性の就労に言及した発言の主な論点 (その論点を含む発言数)
日本維新の会	7	5	少子化対策として結婚・多子世帯に有利な控除を（5）、改正案は女性の働き方に中立でない（3）、配偶者控除はパート優遇で不公平（1）、配偶者控除は共稼ぎ世帯に不適（1）
自民党 首相・大臣	19	15	改正案は就業調整問題に対応（15）、改正案は経済成長に寄与（6）、改正案は人手不足に対応（4）、改正案は働き方に中立的な制度の構築に寄与（2）、配偶者控除は事実婚に適用できない（1）
自民党 首相・大臣以外	3	2	改正案は就業調整問題に対応（2）、改正案は人手不足に対応（2）、改正案は経済成長に寄与（1）
公明党 大臣以外	3	2	改正案はパートに減税（2）、改正案は就業調整問題に対応（1）、働き方に中立的な制度を（1）
民進党	14	9	改正案は女性の働き方に中立でない（4）、改正案で就業調整問題は解消しない（4）、改正案で男女の賃金格差は縮小しない（2）、改正案で女性の社会進出を阻む問題は改善しない（1）、改正案で専業主婦と働く女性の分断は改善しない（1）、改正案は共稼ぎ世帯にとって不公平（1）、改正案はシングルマザーにとって不公平（1）
社民党	0	0	
共産党	2	1	改正案で就業調整問題は解消しない（1）

	年金機能強化法（2012年）		
	全発言数	女性または女性の就労に言及した発言数	女性または女性の就労に言及した発言の主な論点 (その論点を含む発言数)
自民党	3	0	
国民新党 大臣以外	3	1	改正案はパートの年金額増加（1）、改正案はフリーターとシングルマザーの貧困問題に対応（1）
みんなの党	1	1	低収入のパートも保険料を負担するなら高所得者の保険料引き上げの検討を（1）
公明党	5	0	
民主党 首相・大臣	28	7	改正案はパート等の保障拡大（3）、改正案は一部の第1号被保険者の保障拡大（3）、改正案は一部の第3号被保険者の保障拡大（2）、改正案は女性の就労意欲を促進（2）、改正案は多様な働き方を支える（2）、改正案は中小企業の保険料負担に配慮（2）、改正案は今後の日本の労働力確保に資する（1）、改正案は事業者の労働力確保に資する（1）、第3号被保険者制度は女性の就労意欲を抑制（1）、働き方に公平な税・社会保障制度を（1）
民主党 首相・大臣以外	17	9	改正案はパート等の保障拡大（7）、改正案は格差是正に資する（2）、改正案は事業者の保険料負担に配慮（1）、中小企業の保険料負担に配慮を（1）、中小企業の被用者等にも適用拡大を（1）
社民党	5	3	改正案のパート女性への適用拡大の方針は評価（2）、改正案の対象が大企業の被用者のみで不公平（2）
共産党	0	0	

注）公明党と国民新党の大臣の発言はない。

出典：国立国会図書館「国会会議録検索システム」「日本法令索引」データベースより著者作成。

会党、共産党の順だった¹⁷。

まず2017年の所得税改正法案の審議において、所得税の配偶者特別控除の適用拡大を取り上げた発言に着目する。2017年度税制改正にあたっては、有配偶女性が“103万円の壁”を意識して就業調整を行う現状をどのように変えるかが1つの焦点となり、配偶者控除の廃止も検討された。だが与党の自民党と公明党は、妻の年収が150万円までの場合は配偶者控除と同額の配偶者特別控除を適用する方針を決め、それに沿った法案が国会に提出された。この改正が与える影響については、2通りの解釈が可能である。1つは、就業調整を行っていた女性が150万円まで働くようになる、つまり“103万円の壁”が“150万円の壁”に変更されるというものである。もう1つは、103万円は夫が配偶者控除を受けられるというだけでなく、自ら税や社会保険料を負担しないことと相まって“壁”として機能していたので、この改正によって“壁”は意識されにくくなり、150万円を超えて働くようにもなる、というものである。以下に述べるように、各党は基本的に第1の解釈をとっていたとみられる。

表2のとおり自民党議員のうち首相・大臣は、全発言数19のうち15で女性に言及しており、そのすべてで改正案は就業調整問題に対応するものであると述べている。就業調整問題とはどのような問題を指しているのか不明な発言も多いが、うち4つは、

次の発言のように、事業者の人手不足を問題としている。

例えば、十一月後半から十二月ぐらいになると、大体ゴルフ場のキャディーが激減する。……スーパー等々、コンビニ等々に勤めている従業員も減る。……労働時間を減らすいわゆる就業調整を行っているという現状はもう間違はなくありますのは、人繰りが大変だという話をよく聞くので、最低賃金の引き上げに伴ってこうした問題がさらに強まる可能性が出てくる、私どもはそう思っております。このような就業調整をめぐる、これは何といたっても喫緊の課題なものですから、配偶者の控除等について、配偶者の収入制限というものを百三万円から百五十万円に引き上げるというようなことをさせていただいたんですが、この見直しによって……就業調整というのを……意識せずに働くことができる環境づくりに寄与する、そう思っております。¹⁸

安倍晋三首相が「配偶者控除等については、配偶者の収入制限を百三万円から百五十万円に引き上げるなどの見直しを行うこととしました。これは、パート労働者が週三十時間働いた場合の年収水準なども踏まえた見直しであります¹⁹」と説明していること、また6つの発言は改正案を経済成

17 東京大学加藤淳子研究室ウェブサイト (<http://www.katoj.j.u-tokyo.ac.jp/>) を参照。

18 第193回国会・衆議院財務金融委員会(2017年2月21日)での麻生太郎財務相の発言。

19 第193回国会・衆議院本会議(2017年2月16日)での発言。

長に寄与するものとみなしていることから、配偶者特別控除の適用拡大によって有配偶女性パートタイマーが103万円ではなく150万円まで労働時間を延ばして働くようになり、事業者の人手不足が緩和されて経済成長につながる、というロジックを前提とした発言が多いことがうかがえる。首相・大臣以外の自民党議員も同様である。

事業者の立場や経済の観点からではなく、女性の立場からみた改正案の意義を明示した発言は、働き方に中立的な制度の構築に寄与するという首相・大臣の2発言のみである。首相・大臣以外の自民党議員から、改正案が女性のためになるという趣旨の発言は出されていない。

一方、民進党議員は、全発言数14のうち9で女性に言及しており、それらは「働かせる側の立場ではなくて、働く、まさに一生懸命額に汗する現場で頑張る人の立場から変えていただく、女性の生き方についても、やはり女性の立場から変えていただくということからすると（中略）逆方向へ行っていないませんか」²⁰という発言に代表されるように、いずれも女性の立場からみて改正案には問題があると述べている。うち4発言は、次の発言のように、改正案が女性の働き方に中立的でないことを批判している。

現状の配偶者控除税制は、父親がメインで働き、母親は専業主婦か補助的労働にとどまるという家庭を前提にして

おり、現実には追い付いていないことは明らかです。……ところが、改革どころか、従来の税制を拡大するという予想外の荒業に出ました。これでは、かえって働き方の選択に中立的どころか逆効果となるでしょう。²¹

女性に言及していない5発言も、改正案が150万円の壁をもたらすこと、あるいは働き方に中立的でないことを問題視する内容であり、実質的に同趣旨のものといえる。

なお、公明党や日本維新の会の議員の発言の中でも女性の働き方に中立的な税制を求める意見が見られるが、日本維新の会の場合、それは働き方にかかわらず子どもが多いほど有利な税制にすべきという内容であり、民進党議員の発言内容とは異なっている。

次に2012年の年金機能強化法案の審議において、厚生年金の適用拡大を取り上げた発言に着目する。民主党と国民新党の連立政権によって提出された同法案は、従来は第1号または第3号被保険者として国民年金に加入していた年収106万円程度から130万円程度の被用者の一部を厚生年金に加入させる内容を盛り込んでいた。これによって被用者の妻の一部は、保険料負担なしに国民年金に加入する第3号被保険者の恩典を失うが、より多くの年金を受け取れる厚生年金に加入できることになった。

民主党議員のうち首相・大臣の28発言

20 第193回国会・衆議院財務金融委員会（2017年2月24日）での伴野豊議員の発言。

21 第193回国会・参議院本会議（2017年3月27日）での古賀之士議員の発言。

の大部分は、この厚生年金の適用拡大を、非正規・短時間労働者のための政策、すなわち保障を拡大し正規雇用との格差を是正する政策と位置づけている。非正規・短時間労働者について具体的に述べた発言は多くはなく、女性を取り上げた発言数は7にとどまるが、そこでは次のように女性パートタイマーまたは第3号被保険者の保障を拡大するとの発言が見られる。この他、改正案が女性の就労意欲を促進する、多様な働き方を支えるとの論点も挙がっている。

(パートについている第3号被保険者が) 厚生年金の適用を受けることによって、一つは、新たに厚生年金の保険料負担が生じることにはなりませんけれども、自分自身が将来受け取る年金額が確実にふえるということがあります。それから……人生、長い間には、夫が失業をするとか、離婚、死別といったようなリスクがある中で、みずから厚生年金に加入している働き方ができているということは、自立した生活、それを支えることになります。²²

民主党議員のうち首相・大臣以外は、17発言のうち9で女性に言及したうえ、その大部分で改正案は女性パートタイマーの

保障を拡大すると述べていることから、非正規・短時間労働者として女性パートタイマーを強く意識していたことがうかがえる。社民党議員の中でも、女性パートタイマーへの適用拡大を評価する発言がみられる。

他方、自民党議員と公明党議員の発言の大部分は、厚生年金の非正規労働者への適用拡大は自党が主張してきたことにすぎないとしつつ、改正案の問題点を挙げている。自民党議員の発言数はわずか3と、公明党よりも社会党よりも少ない。しかも、民主党政権が「パート」を取り上げたことに言及したとみられる発言²³を除いては、女性への言及はなく、2発言は事業者の保険料負担が増すことを問題視する内容である。改正案を女性の就労にも関わる政策と位置づけて多数の発言で取り上げた民主党議員とは、論点の所在が異なっている。

以上のとおり2010年代の税・社会保障制度改正にあたって自民党議員は、首相・大臣の少数の発言を除けば、女性の立場からみた改正案のメリットやデメリットを語ることはなく、税制改正については、女性パートタイマーの労働時間を延ばすことで事業者の人手不足が緩和されること、経済成長につながることをしばしば強調した。これに対し多くの民主党(民進党)議員と

22 第180回国会・衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会(2012年6月7日)での小宮山洋子厚労相の発言。

23 第180回国会・衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会(2012年6月7日)での田村憲久議員の以下の発言。「フリーターだとかいろいろな方々がおられるという話だと思うんですが、例えばパート労働者を含めて、今回、これは法律を出されておられるわけですね。……我々がもともと十九年に出した法案をちょっと変えたような法案ですけれども、要は非正規の方々に厚生年金に入れよう……そういう話ですよ」

一部の社民党・公明党議員からは、税・社会保障制度改正について、女性の働き方に中立でなく、女性の就労や自立を妨げることがを問題視する発言が出された。

V. 結論

女性の就労に関して自民党は、世論やより左派的な政党と比較して、どのように“保守的”なのか。

第Ⅲ節で取り上げた世論調査によると、女性の就労に関して、結婚し出産した女性は専業主婦でありつづけることが望ましいという考え方が1970年代には支持を集めていたが、1980年代になると、出産後にいったん就労を中断して専業主婦となり、子どもが大きくなってから再就職するのが望ましい、という考え方が最も支持されるようになった。さらに2000年代からは、就労継続が望ましいという考え方が最も支持されるようになり、男性稼ぎ主モデルに即した性別役割分業意識は弱まってきたように見える。

第Ⅳ節における1980年代と2010年代の国会発言の分析からは、自民党とより左派的な政党の発言傾向の違いが明らかになった。1980年代、所得税の配偶者特別控除と国民年金の第3号被保険者制度の導入を推進した自民党は、首相・大臣の少数の発言を除けば²⁴、女性の就労に触れず、被用

者の妻は無収入または低収入であることを前提としながら、配偶者特別控除を被用者の利益となる政策、第3号被保険者制度を被用者の妻の利益となる政策と位置づける傾向にあった。より左派的な政党、とくに社会党はこれらの制度について、有職女性や共働き世帯からみた不公平と、女性の就労や自立を妨げることがを問題視する傾向にあった。より左派的な政党と比較すると、自民党の姿勢は、女性が家計補助的な水準を超えて働くことのない、男性稼ぎ主モデルに即した性別役割分業を標準とみなす点で保守的だったといえる。ただし1980年代に専業主婦は減少したものの、世論調査で就労継続が望ましいとの回答は10%台にとどまっており、少なくとも子育て中の女性は専業主婦である方がよいという意見が大半を占めていた。このことを踏まえると、1980年代の国会発言に表れた自民党の姿勢は、当時の世論との間に大きなギャップは認められず、世論と比べて保守的だったとは断定できない。むしろ女性の就労と自立を志向する左派政党の姿勢と世論の間に、ギャップが存在した可能性がある。

この分析結果は、配偶者特別控除と第3号被保険者制度を導入する政治過程で世論や野党からの強い反発が生じなかったことを示す先行研究とも整合性がある。またこのとき、配偶者特別控除の導入を含む減税

24 本稿の分析は、与党に所属する議員のうち首相・大臣の発言は、内閣や省庁の意向を反映したり受動的なものであったりするため、会派の代表としての発言とは内容が異なる可能性を考慮し、その他の議員とは区別して分析を行った。その結果、両者の発言内容は大きく異なるものではなかったが、女性の就労についての発言は、自民党では首相・大臣の方が多く、民主党では逆に首相・大臣の方が少ない傾向が見られたことから、首相・大臣の発言は所属政党の中で中道寄りとなっている可能性が示唆された。

によって新中間層に支持を広げようとした中曽根首相の方針には、一定の合理性があったと考えられる。

2010年代に自民党は、所得税の配偶者特別控除の適用拡大を推進した。厚生年金の適用拡大の際には野党だったが、首相・大臣の少数の発言を除けば、いずれにおいても女性にとっての利益や不利益を語ることはなく、配偶者特別控除の適用拡大を事業者や経済成長にとって有益な政策と位置づける傾向にあった。自民党は1980年代のように男性稼ぎ主モデルに即した性別役割分業を標準とみなしたわけではないが、より左派的な政党、とくに民主党(民進党)が配偶者特別控除と第3号被保険者制度について、女性の働き方に中立でなく女性の就労や自立を抑制することを問題視する傾向にあったことと比較すると、男性稼ぎ主モデルから外れて働く女性に関心を払わない点で保守的だったといえる。2010年代の世論調査では就労継続が望ましいという考え方が最も支持を集めるようになっていたことを踏まえると、2010年代の国会発言に表れた中道・左派政党の姿勢は、変化した世論に対応していると見られるのに対し、2010

年代の国会発言に表れた自民党の姿勢は、世論とのギャップが鮮明になっている。

この分析結果は、右派政党が支持を広げるためジェンダー平等を志向する左派政党に接近するという議論とは合致せず、むしろ自民党の右傾化の議論と整合性がある。

一般的に右派政党は、世論が、そして左派政党がジェンダー平等の価値観に傾いても、より長きにわたり男性稼ぎ主モデルに即した性別分業を重視するという意味で保守的な傾向にあるとされる。しかし日本において女性の就労の“壁”が顕在化し存続した期間に、右派政党はそのような意味で一貫して世論よりも左派政党よりも保守的であり続けたわけではないことを、本研究は示唆している。女性の就労の“壁”は、自民党が世論よりも保守的だったために形成されたとは必ずしもいえない。ただし“壁”が今なお存続している背景には、自民党の右傾化として指摘される、右派的な価値観をもつ有権者をいっそうひきつけようとする変化の中で、自民党が男性稼ぎ主モデルを支持する有権者をいっそう意識するようになったという変化があるのかもしれない。

付記

本研究はJSPS科研費JP19K13588の助成を受けたものである。

参考文献

- 安周永・林成蔚・新川敏光, 2015, 「日韓台の家族主義レジームの多様性」新川敏光編『福祉レジーム』ミネルヴァ書房。
- Campbell, Rosie and Silvia Erzeel, 2018, “Exploring Gender Differences in Support for Rightist Parties: The Role of Party and Gender Ideology”, *Politics and Gender*, 14: pp.80-105.
- Catalinac, Amy, 2016, *Electoral Reform and National Security in Japan: From Pork to Foreign Policy*, New York, Cambridge University Press.

- Childs, Sarah and Paul Webb, 2011, *Sex, Gender and the Conservative Party: From Iron Lady to Kitten Heels*, London, Palgrave Macmillan.
- Curtin, Jennifer, 2014, "Conservative Women and Executive Office in Australia and New Zealand", In Karen Celis and Sarah Childs eds., *Gender, Conservatism and Political Representation*, Colchester, ECPR Press.
- Dalton, Emma, 2015, *Women and Politics in Contemporary Japan*, London, Routledge.
- Erzeel, Silvia and Karen Celis, 2016, "Political Parties, Ideology and the Substantive Representation of Women", *Party Politics*, 22(5): pp.576-86.
- 堀江孝司, 2005, 『現代政治と女性政策』 勁草書房.
- Inglehart, Ronald, 1977, *The Silent Revolution: Changing Values and Political Styles Among Western Publics*, Princeton, Princeton University Press.
- Inglehart, Ronald and Pippa Norris, 2003, *Rising Tide: Gender Equality and Cultural Change Around the World*, Cambridge, Cambridge University Press.
- 蒲島郁夫・竹中佳彦, 1996, 『現代日本人のイデオロギー』 東京大学出版会.
- Kantola, Johanna and Milja Saari, 2014, "Conservative Women MPs' Constructions of Gender Equality in Finland", In Karen Celis and Sarah Childs eds., *Gender, Conservatism and Political Representation*, Colchester, ECPR Press.
- 国立国会図書館, 「国会会議録検索システム」, 国立国会図書館ウェブサイト, (2020年1月21日取得, <https://kokkai.ndl.go.jp/>).
- 国立国会図書館, 「日本法令索引」, 国立国会図書館ウェブサイト, (2020年1月21日取得, <https://hourei.ndl.go.jp/>).
- Korpi, Walter, 2000, "Faces of Inequality: Gender, Class, and Patterns of Inequalities in Different Types of Welfare States", *Social Politics*, 7(2): pp.127-91.
- Lovenduski, Joni, 1993, "Introduction: The Dynamics of Gender and Party", In Joni Lovenduski and Pippa Norris eds., *Gender and Party Politics*, London, Sage Publications.
- Miura, Mari, 2012, *Welfare Through Work: Conservative Ideas, Partisan Dynamics, and Social Protection in Japan*, Ithaca, Cornell University Press.
- 三宅一郎, 1989, 『投票行動』 東京大学出版会.
- 内閣府(総理府), 「婦人に関する世論調査」「女性に関する世論調査」「男女平等に関する世論調査」「男女共同参画に関する世論調査」「男女共同参画社会に関する世論調査」「女性の活躍推進に関する世論調査」, 内閣府世論調査ウェブサイト, (2020年1月18日取得, <https://survey.gov-online.go.jp/>).
- 中北浩爾, 2014, 『自民党政治の変容』 NHK出版.
- O'Brien, Diana Z., 2018, "'Righting' Conventional Wisdom: Women and Right Parties in Established Democracies", *Politics & Gender*, 14: pp.27-55.
- 落合恵美子・城下賢一, 2015, 「歴代首相の国会発言に見る『家族』と『女性』——『失われた20年』のイデオロギー的背景」 落合恵美子・橘木俊詔編 『変革の鍵としてのジェンダー』 ミネルヴァ書房.
- 大沢真理, 2007, 『現代日本の生活保障システム——座標とゆくえ』 岩波書店.
- Rosenbluth, Frances McCall and Michael F. Thies, 2010, *Japan Transformed: Political Change and Economic Restructuring*, Princeton, Princeton University Press.
- 品田裕, 2000, 「90年代日本の選挙公約」 水口憲人・北原鉄也・真淵勝編 『変化をどう説明するか：政治篇』 木鐸社.

- 新川敏光, 2011, 「日本型家族主義変容の政治学」 新川敏光編 『福祉レジームの収斂と分岐』 ミネルヴァ書房.
- Skjeie, Hege, 1993, “Ending the Male Political Hegemony: The Norwegian Experience”, In Joni Lovenduski and Pippa Norris eds., *Gender and Party Politics*, London, Sage Publications.
- 竹中佳彦／遠藤晶久／ウィリー・ジョウ, 2015, 「有権者の脱イデオロギーと安倍政治」『レヴァエアサン』 57号: pp.25-46.
- 谷口将紀, 2015, 「日本における左右対立 (2003～2014年) ——政治家・有権者調査を基に」『レヴァエアサン』 57号: pp.9-24.
- . 2020, 『現代日本の代表制民主政治——有権者と政治家』 東京大学出版会.
- 東京大学谷口将紀研究室・朝日新聞社, 「東京大学谷口研究室・朝日新聞社共同調査」, 東京大学谷口研究室・朝日新聞社共同調査ウェブサイト, (2020年4月25日取得, <http://www.masaki.j.u-tokyo.ac.jp/utas/utasindex.html>).
- 東京大学加藤淳子研究室, 「政党の政策位置についての専門家調査」, 東京大学加藤淳子研究室ウェブサイト, (2020年2月7日取得, <http://www.katoj.j.u-tokyo.ac.jp/>).
- Tsuji, Yuki, 2019, “Women and the Liberal Democratic Party in Transition”, In Gill Steel ed., *Beyond the Gender Gap in Japan*, Ann Arbor, University of Michigan Press.
- Verba, Sidney, Steven Kelman, Gary R. Orren, Ichiro Miyake, Joji Watanuki, Ikuo Kabashima, and G. Donald Ferree, Jr., 1987, *Elites and the Idea of Equality: A Comparison of Japan, Sweden, and the United States*, Cambridge, Harvard University Press.
- Wiliarty, Sarah Elise and Alisa Gaunder, 2014, “Conservative Female Candidates in Germany and Japan: Supply and Demand”, In Karen Celis and Sarah Childs eds., *Gender, Conservatism and Political Representation*, Colchester, ECPR Press.
- 横山文野, 2002, 『戦後日本の女性政策』 勁草書房.

(掲載決定日：2020年6月17日)

Abstract

Has the Liberal Democratic Party of Japan Been Conservative on the Issue of Female Labor Force Participation?: Statements in the Diet Concerning the Tax and Social Security System Reforms in the 1980s and 2010s

Miki Toyofuku

Japan's tax and social security "barriers" against female labor force participation became salient in the 1980s. They were reformed in the 2010s but continue to exist. The endurance of these obstructions may be attributed to the conservativeness of the ruling Liberal Democratic Party (LDP); however, the LDP's attitudes on female labor force participation require further exploration. This paper investigates the LDP's conservativeness vis-a-vis the stance taken by parties on the left and general public opinion. To this end, statements issued in the National Diet on the tax and social security system reforms in the 1980s and in the 2010s were analyzed in the light of observed changes in public opinion. The examination revealed that the LDP's attitudes in the 1980s did not diverge greatly from public opinion. However, in the 2010s, the opinions of the general citizenry and the stance taken by the parties on the middle and left began to change in favor of the continued participation of women in the workforce. The LDP still does not subscribe to the notion of women working outside the male-breadwinner model, which may be related to the argument that the LDP leans to the right.

Keywords

LDP, women, tax, social security, barrier

